

軽自動車・バイクの登録、 廃車、名義変更はお済み ですか？

軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届出が必要です。

- ・取得した場合 15日以内
- ・廃車した場合 30日以内

また、トラクターやコンバインの買替えの場合も登録の変更手続きが必要です。

軽自動車税は、軽四自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年4月1日を基準日として課税されます。まだ届出を済まされていない車輛がありましたら、早急に手続きを行ってください。

なお、車種によって手続場所や添付書類等が異なりますので、事前にご確認ください。（税務課）

- 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（コンバイン・トラクター・フォークリフト等）

登録・廃車手続きは、申告書のほか次の添付書類等が必要です。

	添付書類等	手続場所
購入の場合	販売証明書 印鑑（認印可）	市役所税務課 ☎25-8116 各支所窓口
中古車※1	上記＋廃車証明書	
譲受の場合	譲渡証明書 廃車証明書 印鑑（認印可）	
廃車・譲渡の場合	ナンバープレート 印鑑（認印可）	※2
上記届出を 代理人がする 場合	上記に加え委任状 販売事業者等も委任状が必要	

※1）中古車輛を購入した場合には、販売証明書と印鑑に加え「廃車証明書」の添付をお願いします。
※2）販売事業者の方が代理人となる場合においても委任状を添付してください。

●その他の車種については、次のところへお問い合わせください。

車種	手続場所
軽二輪 (125ccを超え 250cc以下) 小型二輪 (251cc以上)	滋賀運輸支局 守山市 木浜町 2298-5 ☎050-5540-2064
軽三輪 軽四輪	軽自動車検査協会 守山市 木浜町 2298-3 ☎077-585-7103

市内バスを利用して 出かけてみませんか？



市内を運行しているバス路線は30路線あり、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの1年間で、延べ約48万5千人の利用がありました。買い物、通院、通勤、通学、観光など利用形態は様々ですが、バス交通は、移動手段が無い方にとっては、日常生活に欠くことのできない公共交通として重要な役割を担っています。

多額の財政負担

しかし、すべての路線で運行費用よりも運賃収入が少なく、収支率（運行費用に占める運賃等の割合）は約40%で、中には3%にも満たない路線もあります。赤字分は、市をはじめ、県や国が一定のルールに基づき負担しており、市の負担は約2億5千万円で、市民一人あたり約4,500円になります。

納期限を過ぎると 督促手数料や延滞金が 加算されます

納期限を過ぎても税金を納めないでいると、納期限後20日以内に督促状が送付され、1通につき督促手数料100円が加算されます。さらに遅延利息として納税するまでの日数に応じて年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は4.3パーセント）の高い率の延滞金もあわせて納めていただくこととなります。

たとえば、すっかり忘れていただけであっても、納期限に間に合わなければ、延滞金は課されます。

（延滞金の計算例）

平成22年度 固定資産税第1期分
（納期限 平成22年5月31日）

税額**40,000円**

上記を平成22年11月30日に納付された場合
(40,000円×30日/365日×4.3%)
+ (40,000円×153日/365日×14.6%)
=2,589円

延滞金は **2,500**※円となります。
（※100円未満を切り捨てします。）

問 収納対策課
☎(050) 805220

何らかの事情により納期限内に納税することが困難な場合は、お早めに収納対策課へご相談ください。

◆税の公平性を保つため 滞納処分を行います

納期限内に納付がない方に対して、督促状、催告書、電話、訪問などにより自主納付を促していますが、それでも納付いただけない場合は、税の公平性を保つため、滞納処分として本人の財産を調査して差し押さえを行います。差し押さえる財産の対象は、預貯金、給与、自動車、不動産などです。差し押さえた財産は、債権取立や公売により換価して滞納市税に充当します。

生活の中にバス時刻表を！

車を運転できないから誰かに乗せてもらって出かけている方、また自家用車を利用されている方も、生活の中にちよっとバスの時刻表を取り入れて、一度バスを利用してみませんか。新しい出会いや発見があるかもしれません。また交通事故の抑制や二酸化炭素排出削減にもつながります。

今後大切なバス交通を支えていくために、皆さんの積極的なご利用をお願いします。

問 交通対策課
☎(022) 00058

コミュニティバス等運行事業 収支状況		
	平成20年度	平成21年度
運賃等収入 A	7,520万円	1億8,014万円
運行等費用 B	3億4,266万円	4億5,151万円
収支比率 A÷B	21.9%	39.9%
欠損額 A-B	▲2億6,746万円	▲2億7,137万円
市負担額	2億5,812万円	2億4,876万円
利用者数	345,786人	485,015人

*補助年度は前年10月1日から当該年度の9月30日までです。

地デジ 「何でも相談会」を 開催します！

現在のアナログ放送は、平成23年7月24日で終了し、地上デジタル放送に完全移行します。そのため受信者がスムーズに地上デジタル放送へ移行していただけるよう、総務省滋賀県テレビ受信者支援センター（デジサポ滋賀）が地上デジタル放送受信相談会を開催します。

「デジタル放送を見られるようにするにはどうすれば良いのか？」「今のアナログテレビをそのまま使って見るにはどうすれば良いのか？」「共同受信施設の地デジ化はどうすれば良いのか？」など、具体的な質問にお答えします。総務省が開催する無料の相談会です。機器の販売や勧誘などはありませんので、気軽に会場へお越しください。

《相談会開催時間》

開催日	時間	会場
9月10日(金)	10時～16時	朽木支所
9月13日(月)	10時～16時	新旭公民館
9月14日(火)	10時～16時	今津支所
9月15日(水)	10時～16時	マキノ支所
9月16日(木)	10時～16時	安曇川公民館
9月17日(金)	10時～16時	高島公民館



地デジを口実にした 悪徳商法にご注意を！

テレビ調査や工事を口実に料金を不正に請求したり、総務省やテレビ局などの関係機関の職員をかたり、切り替え手数料などを架空請求する悪質な事例が発生しています。デジタル放送への対応で総務省やテレビ局、それらの関係機関からお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときは、すぐに支払わず、近畿総合通信局（総務省の地域機関 ☎06-6942-0820）または、高島警察署や市役所生活相談課（☎25-8125）にご相談ください。

問 総務省 滋賀県テレビ受信者支援センター
（デジサポ滋賀）
☎077（503）0101